

国家公務員共済組合連合会 虎の門病院における医療安全監査委員会規程

(令和6年12月13日共済連本病第507号)

(設置の目的)

第1条 国家公務員共済組合連合会 理事長（以下「理事長」という。）は、虎の門病院における医療の安全の適切な実施を確保するため、虎の門病院に医療安全監査委員会（以下「委員会」）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、虎の門病院の医療の安全の適切な実施を確保するため、次の業務を行うこととする。

- (1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全推進委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について、病院の管理者（以下「病院長」という）等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
- (2) 必要に応じ、理事長又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に基づき、その結果を病院に公表させること。

(委員の構成)

第3条 委員の数は原則5名とし、委員長及び委員の半数を超える者は、国家公務員共済組合連合会（以下「本会」という。）と利害関係のない者から選任する。委員長及び委員は理事長が委嘱する。

2 前項に規定する利害関係のない者とは、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 過去10年以内に本会と雇用関係にないこと。
- (2) 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄付金・契約金等（委員会に係る費用を除く。）を本会から受領していないこと。

3 第1項に規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとする。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
- (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（(1)に掲げる者を除く）

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事長は、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するとともに、病院ホームページにも公表する。

(委員会の運営)

第4条 委員会は毎年度2回以上の開催とし、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員会に病院関係者の出席を求め、資料の提出および説明、その他必要な協力を求めるものとする。
- 3 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員会の意見は、出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は、委員長が決する。

(報告)

第5条 委員長は、第2条の審議結果を理事長に報告しなければならない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、病院の医療安全担当部門とする。

(雑則)

第7条 この規定によりがたい場合、本部と病院が協議のうえ、別途決定するものとする。

附 則

1. この規程は、令和6年12月13日から施行する。
2. 前項の施行日の属する年度に委嘱された委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、その翌年度の3月31日までとする。